

災害障害見舞金

東北地方太平洋沖地震により負傷し、または疾病にかかり、症状が固定した後も重度の障害を受けた市民に対して、東松島市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。

●対象となる方

東北地方太平洋沖地震により下記に掲げる重度の障害を受け、身体障害者手帳等の交付手続きをされた方で、被害を受けた当時、東松島市に住所を有していた方が対象となります。

- (1) 両眼が失明した方
- (2) 咀嚼及び言語の機能を廃した方
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失った方
- (6) 両上肢の用を全廃した方
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失った方
- (8) 両下肢の用を全廃した方
- (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方

●災害障害見舞金の額

災害障害見舞金の額は、障害者のその世帯における生計維持の状況により次のとおりとします。

生計維持の状況	見舞金の額
被災当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
その他の場合	125万円

※「当該障害に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等）

●申請手続き

【申請書配布開始日時】

平成23年4月4日（月）から申請に必要な調査票及び診断書用紙の配布を開始します。
受付は、4日以降、随時行ないます。

【申請書配布・受付場所】

福祉課、鳴瀬総合支所 午前8時30～午後7時まで

【申請に必要なもの】

- ①災害障害見舞金支給調査票
- ②医師の診断書（指定の様式あり）
- ③被災証明書（市外で被災された方のみ、被災地の市町村発行のもの）
- ④支払希望先口座の通帳又はキャッシュカード（コピーをとらせて頂きます。）

※身体障害者手帳、精神障害者手帳の交付申請については、別に指定の診断書が必要となりますので、かかりつけ医にご相談下さい。

※問い合わせ先 東松島市保健福祉部福祉課 Tel.0225-82-1111（内線1172～1174）